

1 概要

施設名称	大熊町仮設焼却施設	調査日	令和2年12月1日
------	-----------	-----	-----------

2 調査事項(中間貯蔵施設に係る指針から抜粋)

調査事項	適	不適	特記事項
1 特定廃棄物の処分方法	■	□	
2 施設設置の場合、生活環境保全上必要な措置	■	□	
3 特定廃棄物の焼却方法	■	□	
4 特定廃棄物破砕の際の粉じんの飛散の防止	■	□	
5 排ガス中の事故由来放射性物質の管理	■	□	
6 放流水中の事故由来放射性物質の管理	□	□	該当無し
7 事業場の敷地境界における放射線量、1回/7日以上の測定・記録	■	□	
8 次の記録の作成、施設の廃止のまでの間、保存	■	□	

3 調査事項(廃棄物処理法施行規則に基づく施設の技術上の基準から抜粋)

調査事項	適	不適	特記事項
1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全である。	■	□	
3 腐食の防止	■	□	
4 ごみの飛散・悪臭の発散防止のための構造・設備	■	□	
5 騒音・振動の発生の防止	■	□	
6 ごみの保有、処理に伴う汚水・廃液の漏洩・地下浸透防止の構造	■	□	
7 焼却施設の要件	■	□	

4 調査事項(廃棄物処理法施行規則に基づく維持管理の技術上の基準から抜粋)

調査事項	適	不適	特記事項
1 施設の処理能力を超えないごみの投入	■	□	
2 焼却施設の維持管理方法	■	□	
10 ごみの飛散及び悪臭の発散防止措置	■	□	
11 蚊、はえ等の発生の防止、構内の清潔保持	■	□	
12 著しい騒音・振動による生活環境への措置	■	□	
13 排水放流による生活環境への措置	■	□	
14 施設の機能維持、定期的に機能検査、ばい煙・水質に関する検査	■	□	
16 施設維持管理等記録作成、3年間保存	■	□	

5 調査事項(大気汚染防止法、ダイオキシン特措法、生環条例に基づくばい煙排出基準から抜粋)

調査事項	適	不適	特記事項
排出基準への適合	■	□	
自主測定の実施	■	□	

6 施設の状況



受入ヤードでの破袋作業の状況

建屋内でフレコンの破袋が行われており、施設外への飛散防止対策が図られていた。



破袋後の展開検査の状況

廃棄物内に不適物が含まれていないかの確認が行われていた。



焼却灰の保管状況

焼却灰はフレキシブルコンテナに充填された後、鉄製容器に収納され、飛散防止対策が図られていた。